

広域的な福祉犯捜査における連携強化について（通達）

令6.5.14 警察庁丁人少発第561号 警察庁生活安全局人身安全・少年課長  
から警視庁生活安全部長、各道府県警察（方面）本部長あて  
（参考送付先）警察大学校生活安全教養部長、各管区警察局広域調整担当部長

（概要）

広域的な福祉犯捜査における都道府県警察間の連携強化について、その要領を示し、適切かつ効率的な捜査の推進に努めるよう指示したものを。